

歯科医療関係者の法に基づいて行われる届出状況について

—歯科・医科大学病院に対する調査—

スエタカ タケヒコ イシイ ミズキ ハセガワ ユウ
末高 武彦*1 石井 瑞樹*2 長谷川 優*3

目的 医師・歯科医師・薬剤師調査における歯科医師の届出率は、若年齢の者において低いと報告されている。また、この届出は多くが医療施設を介して行われているが、その実態は明らかでないことから、若年齢の歯科医師が多く勤務する大学附属病院での届出に関する実態、その問題点を明らかにする。

方法 2005年2月に歯科・医科大学附属病院92施設を対象として、著者らが作成した調査票を郵送法で送付し、届出票の入手ルート、病院内での回収方法、保健所への提出率などについて調査を行った。

結果 調査票の回答施設数(率)は74(80%)であった。届出票はそのほとんどを保健所から入手しているが、必要枚数を入手できたのは半数ほどの施設であった。歯科医療関係者から届出票を回収する際には81%の病院が「催促して」提出率向上に努めている。100%提出している病院は、歯科医師分80%、臨床研修歯科医師分91%、歯科衛生士分88%、歯科技工士分92%であり、「催促している」病院が多い。

結論 歯科医療関係者の届出票はその入手から提出まで保健所と病院との協力関係で行われており、病院に多くの人手をわずらせている。保健所への提出率を高めるには、保健所から病院に必要な枚数を送付し、病院は催促して届出票を回収する手間が必要である。また、歯科医師臨床研修が必修化する際には、臨床研修歯科医師に対する教育での徹底も重要である。

キーワード 医師・歯科医師・薬剤師調査、届出票

緒言

歯科医療供給体制を把握するには、歯科医療従事者数、その分布状況や業態をより正確に知る必要がある。このような観点から、歯科医師法、歯科衛生士法、歯科技工士法では、一定の事項を厚生労働大臣に届け出る義務を課している。しかし、歯科医師の届出率について、島田ら¹⁾は全体で87%、著者ら²⁾は登録後0年では72%でその後次第に上昇し、12~25年で90%台となると報告している。

この届出漏れの解消を図るため、藍ら³⁾は届出を求める側である保健所を管理する部門と保健所の実務部門に対する調査を行い解消策を提言している。著者らは、届出票を提出する側である歯科医療関係者に届出に関する調査を行っており、登録後の年数が短い者の届出率が低かった²⁾ことから、ここでは若年歯科医師が多く勤務する大学附属病院の歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の届出の現状について報告し、現状での届出率向上のための方策を検討した。

* 1 日本歯科大学新潟生命歯学部衛生学講座教授 * 2 同助手 * 3 日本歯科大学新潟病院矯正歯科講師

表1 病院における歯科医療関係者数の分布状況

(単位 %)

方 法

調査は、歯科医師臨床研修施設ガイド（平成15年版）⁴⁾に掲載されている歯科大学附属病院31施設と医科大学附属病院61施設を対象として、著者らが作成した調査票を用いて2005年2月（同年1月15日が平成16年医師・歯科医師・薬剤師調査の提出期限）に郵送法で行った。調査項目は、設置主体、歯科医療関係者数（歯科医師、臨床研修歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）、届出票（関係法の施行規則で定められている様式の用紙）の入手ルート、届出票の入手枚数、届出票の提出ルート、職種別の施設から保健所への届出票提出率である。なお、施設名の表示は求めなかったが、歯科医療関係者数は具体的な数値を記入することにより個別の施設が推測できる可能性があるため、表1に示す4～6段階に区分して調査した。

歯科医師		臨床研修歯科医師		歯科衛生士		歯科技工士	
1～10人	35	1～10人	64	0人	5	0人	4
11～20	19	11～20	7	1～4	51	1～4	65
21～50	14	21～50	18	5～10	16	5～10	20
51～100	5	51～100	11	11～20	4	11～20	7
101～200	14	無回答	1	21人以上	19	21人以上	3
201人以上	14			無回答	4	無回答	1

表2 届出票の入手ルート

(単位 %)

保健所から送られてきた	89
保健所に必要枚数を送るように連絡した	8
その他（保健所に催促したが送られず取りに行った）	1
無回答	1
厚生労働省のホームページからダウンロードした	—
病院は関与せず、個々人で手に入れた	—

表3 必要届出票（枚数）の入手状況

(単位 %)

あらかじめ必要な枚数が手に入った	54
不足分を病院でコピーした	38
不足分を保健所に請求した	4
保健所に請求したが、まだ不足したので病院でコピーした	1
不足分を厚生労働省のホームページからダウンロードした	1
その他（病院で届出票を作成した）	1
不足していたが、送られた枚数だけ個々に配布した	—

結 果

(1) 回答率、回答病院別の歯科医療関係者数
調査は、対象の92施設中74施設（以下「病院」）から回答を得た（回答率80%）。回答病院それぞれにおける歯科医師、臨床研修歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士数の分布状況を表1に示す。歯科医師において20人以下と101人以上に集中しているのは、前者では医科大学附属（主に歯科口腔外科）であり、後者では歯科大学附属である。

(2) 届出票の入手ルート、入手枚数

届出票は表2のようにほとんどが保健所から送付されている。必要枚数（各施設の歯科医療関係者数以上）を入手した病院は表3のようにほぼ半数であり、不足した多くの病院では病院内で不足分をコピーし届出票を作成した。不足分を保健所に請求した病院はわずかである。

表4 病院における届出票の回収方法

(単位 %)

忘れていた人に提出を催促して集めて送った	81
自主的に提出された分を集めて送り、忘れていた人には個人で保健所に送らせた	8
自主的に提出されたものだけを集めて送った	7
その他（事務部門で内容を記入して送った）	3
歯科医師分は自主提出分を送付、歯科衛生士と歯科技工士分は病院関与せず	1

(3) 病院における届出票の回収方法

届出票を歯科医療関係者各人に配布した後の回収方法は、表4のように「催促して」回収した病院が81%と最も多いが、提出期限までに「自主的に」提出されたもののみを保健所に提出した病院も16%ほどある。また、わずかではあるが「事務部門で内容を記入して」提出した病院もあった。

回収方法を「催促する」病院と「自主的に」提出した届出票を扱った病院に区分して歯科医師数との関連をみたところ、前者は歯科医師が10人以下の病院では79%、11～20人では93%、20～100人では93%、101人以上では75%であった。

(4) 届出票の病院別の提出率

歯科医療関係者の種類別に各病院における提出率（病院の回収方法によっては推計値）を表5に示す。提出率が100%の病院は、歯科医師分では80%、臨床研修歯科医師分では91%、歯科衛生士分では88%、歯科技工士分では92%であり、歯科医師の提出率が他職種に比べよくない。歯科医師届出票を100%提出した病院を歯科医師数によりみると、歯科医師数が10人以下の病院では89%、11～100人の病院では86%、101人以上の病院では58%であり、歯科医師数が多い病院で低く、10人以下と101人以上の病院では有意水準5%で有意な差が認められた（ $\chi^2 = 4.308$ ）。

しかし、回収方法によって病院を区分して比較すると、「催促して」回収した病院（60病院）ではその87%が100%提出しているが、「自主的に」提出させた病院（11病院）では45%にとどまり、有意水準1%で有意な差が認められた（ $\chi^2 = 7.540$ ）。歯科医師数が101人以上で提出率100%の病院（11病院）ではすべて「催促して」おり、提出率は、歯科医師数に左右されるのではなく、「催促する」ことにあるといえる。

考 察

歯科医師免許登録者数をもとに歯科医師の届出率を著者が試算したところ、登録後0年での届出率は72%で3年目では80%を超え、歯科医師としての勤務場所が定着しない若年歯科医師で届出率が低いことが判明した²⁾。このため、著者らは30歳未満の歯科医師ではその50%が医療機関附属病院に勤務している⁵⁾ことから、また2006年4月からは歯科医師においても免許取得直後の臨床研修医制度が必修となることから、2003年に歯科医師の臨床研修を実施している歯科・医科大学附属病院を対象として歯科医療関係者の届出票の提出状況について調査を行った。

その結果、提出率が100%の病院は、歯科医師については回答施設の80%、臨床研修歯科医師については91%、歯科衛生士については88%、歯科技工士については92%であった。さらに、

表5 職種別にみた届出票の提出率の状況

(単位 %)

提出率	歯科医師	臨床研修 歯科医師	歯科衛生士	歯科技工士
100%	80	91	88	92
95～99	15	5	—	—
90～94	3	—	1	—
80～89	1	—	—	—
70～79	—	1	—	—
わからない	1	3	4	4
該当なし	—	—	5	4
無回答	—	—	1	—

病院の歯科医師数（規模）、届出票の回収方法の違いで提出率について検討したところ、「催促して」回収する病院で提出率100%の病院が多いことが判明した。歯科医療関係者の届出は、本来ならば個人が行うべきものであるが現実には病院を介して行われ、病院が個々の歯科医療関係者に「催促して」集めており、届出率の向上は病院の協力によって成り立っている。

ここで、届出票の入手までさかのぼると、多くが病院を所管する保健所から送られているが、必要枚数を入手できた病院はほぼ半数であった。藍らの報告³⁾からも保健所が届出票の送付と回収に努力していることは理解できるが、病院のさらなる協力を得るためには保健所があらかじめ病院に連絡し、必要枚数を送付するような心遣いも必要ではないかと思われる。

一方、基本的には、届出はそれぞれの法律で定められた義務であり、届出を怠った者には罰則も定められている。届出に対する歯科医療関係者の理解が必要であり、そのためには届出の意義を理解させる教育や広報活動も重要である。特に、2006年からは免許取得直後の臨床研修が必修化するので、研修時の教育に入れることも考慮すべきである。

今回は、歯科医師臨床研修施設である大学病院を対象に調査を行った。しかし、歯科医療は多くが歯科診療所で行われており、診療所開設者のほかに歯科医師全体の23%が歯科診療所に勤務している⁵⁾。歯科診療所の存在は保健所においても把握されており、開設者の多くは届出がなされていると推測できるが、歯科診療所勤務者の届出については把握されていない。今後はこの点についても検討する必要がある。

この届出制度の根幹にふれると、歯科医師については歯科医療に従事していない者も含め免許取得者すべてに届出が義務づけられている。しかし、歯科衛生士と歯科技工士については業務に従事する者にものみ届出が義務づけられている。このため法律上、歯科医師は「住所地」の都道府県知事に、歯科衛生士と歯科技工士は「就業地」の都道府県知事に届け出るよう定められているものの、実際の歯科医師届出票では、提出方法として「従事先の所在地を管轄する保健所長に提出しても差し支えない」とあり、病院所在地の保健所と病院とのつながりを重視していると受け取れる。

歯科衛生士、歯科技工士も含め、歯科医療従事者の届出は多くが病院と歯科診療所を介して行われている。届出漏れをなくすには、保健所と病院・歯科診療所とが先に述べた点を改善して協力を密にすべきである。また、検討にあたっては、歯科医師において歯科医療に従事する者だけに届出を課すことも考慮すべきである。さらに、法改正が必要となるが、医師・歯科医

師・薬剤師調査と医療施設調査とを同時に行い、前者の届出と後者の従事者数を一致させることも検討に値すると考える。

文 献

- 1) 島田直樹, 近藤健文. 医師・歯科医師・薬剤師調査の個票データを使用した届出率の推計. 日本公衛誌 2004; 51(2): 117-32.
- 2) 末高武彦, 石井瑞樹, 山下巖, 他. 医師・歯科医師・薬剤師調査における歯科医師の届出率について. 日歯医療管理誌 2004; 39(3): 186-9.
- 3) 藍真澄, 島田直樹, 近藤健文, 他. 「医師・歯科医師・薬剤師調査」の現状に関する検討. 厚生指標 2004; 51(15): 28-33.
- 4) 歯科医療研修振興財団編. 歯科医師臨床研修施設ガイド(平成15年版). 東京, 歯科医療研修振興財団. 2002; 3-99.
- 5) 厚生労働省大臣官房統計情報部編. 平成14年医師・歯科医師・薬剤師調査. 東京, 厚生統計協会. 2004; 218-9.